

加古川市こども・若者計画を策定しました

主催	加古川市 こども部 こども政策課
内容	令和5年4月に、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行されました。 本市では、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るための「加古川市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の計画期間が令和6年度で最終年度を迎えます。 こども施策の基本方針となる計画として、次期子ども・子育て支援事業計画を包含する「加古川市こども・若者計画」を策定しました。 計画期間は、令和7年度から5年間となっています。 (☐ 初めて ☐ 恒例 ☐ 3回目)
目的・背景・その他	本計画は、令和5年に施行されたこども基本法及びこども大綱の考え方を受け、従来の子ども・子育て支援の理念に加え、若者の支援やこどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項を一元化して策定するものです。
市ホームページ	☒ 掲載済み ☐ 掲載予定 (●月●日) ☐ 掲載しない
広報かこがわ	●月号に掲載 ☐ 1月号に掲載予定 ☐ 掲載しない



問合せ先

加古川市 こども政策課 企画係 (担当：中川・竹内)
☎079-427-9251 (内線 2905)